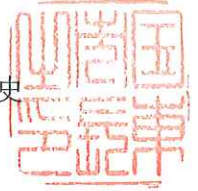




国市健第 0922004 号
平成 29 年 9 月 22 日

国東市国民健康保険運営協議会
会 長 藤原 雅章 様

国東市長 三河 明史



国東市国民健康保険 葬祭費支給額の変更について（諮問）

国東市国民健康保険事業の運営につきましては、ご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険葬祭費支給額につきましては、平成 19 年度の 4 町合併の際に、24,000 円に統一した経緯があります。

この度、平成 30 年度から国民健康保険制度が大分県を保険者とし、県下統一されることに伴い、葬祭費支給額を県下統一の方向で協議しています。

また、大分県後期高齢者医療では平成 20 年度から支給額を 20,000 円で県下統一しています。

つきましては、持続可能な医療保険制度の構築と、国民健康保険制度改革による他市町村との公平性の確保のため、下記とおりの諮問いたします。ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

なお、大分県国保広域化等支援方針等検討委員会会議資料、大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）を参考資料として添付します。

記

- ・ 国民健康保険葬祭費支給額を 20,000 円 とする。
- ・ 支給額の変更は、平成 30 年 4 月 1 日以降の申請からとする。

(4) 医療費適正化など 葬祭費について

<大分県国保広域化等支援方針等検討委員会会議資料>

1 現状

【葬祭費】

- ・ 20,000円～35,000円と給付水準が異なる。

市町村名	葬祭費	
	支給額 (H29.3月現在)	検討状況
大分市	20,000円	
別府市	20,000円	
中津市	30,000円	H30年度より2万円
日田市	35,000円	検討中
佐伯市	30,000円	H30年度より2万円
臼杵市	20,000円	
津久見市	20,000円	
竹田市	20,000円	
豊後高田市	20,000円	
杵築市	20,000円	
宇佐市	20,000円	
姫島村	30,000円	H30年度より2万円
日出町	20,000円	
九重町	30,000円	H30年度より2万円
玖珠町	30,000円	H30年度より2万円
豊後大野市	20,000円	
由布市	30,000円	H30年度より2万円
国東市	24,000円	H30年度より2万円

2 方向性

【合意事項】
(葬祭費)

- ・ 平成30年度から全市町村で20,000円とする。

3 課題等

(葬祭費)

- ・ 給付水準を変更する市町村は、条例改正が必要。
- ・ 支給基準(火葬のみの場合等)、支給申請時の添付書類については、QAの作成により標準的な取扱いを示す。

4 効果

- 市町村間の給付水準、基準の統一による負担の公平感の確保

大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

第2条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として、2万円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。